

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13		府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	受取配当等の益金不算入制度の見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 支配目的による出資と投資目的（非支配目的）による出資に対する受取配当について、それぞれ益金不算入割合が定められているところ。</p> <p>・ 特例措置の内容 中央機関への普通出資（出資割合5%以下）に係る受取配当について、益金不算入割合を引き上げること。</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 法人税法第23条、地方税法第23条、第51条、第72条の24の7、第292条、第314条の4、 地方法人税法第10条、地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、第9条 </div>		
減収見込額	[初年度] ▲357 （ - ） [平年度] ▲357 （ - ） ※益金不算入割合が平成26年度と同水準（50%）となったものと仮定して試算 [改正増減収額] - （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 受取配当等の益金不算入制度については、発行元との支配関係の有無に着目した上で、益金不算入割合が区分されており、協同組織金融機関の中央機関への普通出資に係る受取配当金は、非支配目的とされ、その額の20%までが益金不算入額として認められている。 しかし、協同組織金融機関の中央機関については、 ① 会員組織の業務機能の補完及び業界全体の組織運営の向上を図ることを役割としており、当該中央機関に対する出資は会員である個別の機関に限定されていること、 ② 会員組織に付与される議決権は1会員1個であり、出資額の多寡を問わず会員組織の意向を踏まえた業務運営を行うこととなること を踏まえれば、普通出資を通して、出資比率に関わらず会員組織と中央機関の間には支配関係があるというべきである。 また、本措置は、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域全体の金融システム安定化に資する重要性の高いものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	信用金庫、信用組合、労働金庫のうち過半の協同組織金融機関の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、協同組織金融機関の経営基盤が強化され、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合等の法人税の軽減税率 ・ 協同組合等の事業分量配当の損金算入 ・ 一括評価金銭債権の割増特例
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	受取配当等の益金不算入制度については、発行元との支配関係の有無に着目した上で、益金不算入割合を区分しているところ、本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化が図られるとともに、個別の金融機関から中央機関への普通出資の性質を踏まえた上で、支配関係に基づいた適切な受取配当課税が行われることとなる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度に要望。